

②景観重要建造物等について(報告)

- 1. 前回までの報告及び今年度の取り組み**
- 2. 評価シートについて**
- 3. 応募案件及び「船橋景観80選」等からの新規指定**

1. 前回までの報告及び今年度の取り組み

景観重要建造物

●景観重要建造物の指定（景観法第19条第1項 抜粋）

景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。)で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

●指定の方針（船橋市景観計画 抜粋）

- 道路その他の公共の場所から望見することのできる建造物のうち、
- ・船橋市の自然や歴史・文化等の特性が外観に表れた、特徴的な建造物
 - ・地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている建造物
 - ・地域の景観上、特に優れた特徴を誇る建造物

景観重要樹木

●景観重要樹木の指定（景観法第28条第1項 抜粋）

景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

●指定の方針（船橋市景観計画 抜粋）

- 道路その他の公共の場所から望見することのできる樹木のうち、
- ・地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている樹木
 - ・船橋市の自然や歴史・文化等の特性が表れた、特徴的な樹容や優れた樹姿を誇る樹木

船橋市の景観重要建造物・景観重要樹木の指定状況

景観重要建造物

景観法第19条第1項に基づく指定

第5回審議会報告資料と同様

	第1号	第2号	第3号
外観			
名称	アンデルセン公園の風車	船橋大神宮の灯明台	廣瀬直船堂
指定日	平成23年12月1日	平成28年4月1日	平成28年4月1日
所有者	船橋市	意富比神社(船橋大神宮)	個人

景観重要樹木

景観法第28条第1項に基づく指定

指定なし

助成制度の制定

従来

- ・ 景観法第25条では、「景観重要建造物の所有者及びその管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない」と定めており、所有者には管理義務が発生するが、修繕費が高額になることがあり、負担が大きい。
- ・ 景観法第46条では、「景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者は景観行政団体（船橋市）に対し、景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に関し必要な助言又は援助を求めることができる。（略）」とされているが、制度が整備されておらず金銭的な援助の求めがあったとしても対応できない。

課題

修繕がされず重要な景観が保全されない問題が発生する可能性がある

令和7年4月1日より

- ・ 第4回～第6回景観総合審議会（令和6年1月23日～令和7年1月24日）での審議を経て令和7年4月1日より「船橋市景観重要建造物等助成金交付要綱」を制定。

今年度の取り組み

進捗

①既存の指定先へ助成制度の案内

- 「廣瀬直船堂」…修繕の予定なし
- 「船橋大神宮の灯明台」…修繕の予定なし

②過去に指定同意を得られていない候補先に提案

- 「東葉門」…東葉高校が令和7年度に創立100周年を迎えるため、当年度に修繕を予定しており、指定及び助成制度の利用を検討していたが、スケジュールが間に合わないため見送り

③新規指定候補の募集

- 新規指定候補の募集をホームページ及び広報ふなばしにて行う
相談…6件 うち1件の応募あり
- 「正伯公園（樹木）」…公園内樹木の応募

④新規指定候補の検討

おたきふどうそんこんぞうじ

- 「御滝不動尊金蔵寺（建造物・樹木）」…「船橋市景観80選」からの検討
- 「印内八坂神社（樹木）」…船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例に基づく「指定樹木」からの検討

募集の周知

ホームページ(1・2ページ目)

令和7年4月8日～

2025/04/08 18:00

「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」を募集します！！ | 船橋市公式ホームページ



現在の場所: [トップ](#) > [まちづくり・環境保全](#) > [都市計画・景観](#) > [景観に配慮したまちづくり](#) > 「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」を募集します！！

「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」を募集します！！

ポスト : シェアする 0

更新日: 令和7(2025)年4月8日(火曜日) ページID: P134879

印刷する



地域のシンボルとなるような建造物や樹木は、地域の個性ある景観づくりの核として、維持、保全及び継承を図っていく必要があります。

船橋市では、市民の皆様と共に良好な景観を守り、活かしていくため景観上重要な建造物や樹木を「景観重要建造物」又は「景観重要樹木」として指定することとしています。

1. 募集について

自費他費を問わず随時募集しております。

1. 対象

市内にある景観上重要な建造物・樹木

2. 指定の要件

道路その他の公共の場所から望み得る建造物・樹木のうち、以下のいずれかに該当するものに限ります。

建造物

- 船橋市の自然や歴史・文化等の特性が外観に表れた、特徴的な建造物
- 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている建造物
- 地域の景観上、特に優れた特徴を誇る建造物



お問い合わせ・ご質問

よくある質問



「景観に配慮したまちづくり」の他の記事

▶ [船橋市景観協定について](#)

▶ [船橋市景観総合審議会の概要](#)

▶ [自然色づくり教室](#)

▶ [船橋市景観20選](#)

▶ [船橋市景観審議会の概要](#)

▶ [船橋市こども風景探検マップ](#)

▶ [景観重要建造物の指定について](#)

▶ [まちなみデザイン教室](#)

▶ [船橋市公共サインガイドライン](#)

▶ [船橋市景観計画について](#)

▶ [船橋市景観計画検討会](#)

▶ [概要](#)

2025/04/08 18:00

「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」を募集します！！ | 船橋市公式ホームページ

樹木

- 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている樹木
- 船橋市の自然や歴史・文化等の特性が表れた、特徴的な樹容や優れた樹姿を誇る樹木

3. 応募資格

建造物又は樹木の所有者及び地域住民など市内外を問わず、どなたでも応募いただけます。

4. 募集期間

通年

5. 応募方法

景観重要建造物及び景観重要樹木応募用紙(ワード・PDF)を記入の上、道路などの公共の場所から撮影した写真を添付して下記の方法にて提出をお願いいたします。

- 郵送 : 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25 船橋市都市計画課景観係まで
- 窓口 : 市役所5階 都市計画課景観係
午前9時から午後5時まで、休業日: 土曜日・日曜日・祝休日・12月29日から1月3日
- Eメール: toshikei@city.funabashi.lg.jp
- FAX : 047-436-2544

2. 現在の指定状況

景観重要建造物を3件指定しております。

- 第1号 アンデルセン公園の風車
- 第2号 船橋大神宮の灯明台
- 第3号 廣瀬漁船堂

>>>詳細は[こちら](#)<<<

3. 指定の手順

下記の手順により指定となります。

1. 指定候補の募集
2. 候補についての調査等
3. 指定要件の確認、所有者の同意
4. 船橋市景観総合審議会への報告、諮問
5. 指定
※応募のあったものをすべてを指定するものではありません。

4. 指定後

市が標識を設置し、広報します。

最近見たページ

「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」を募集します！！

景観重要建造物及び景観重要樹木に対する助成制度

景観重要建造物及び景観重要樹木に対する助成制度

「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」を募集します！！

景観重要建造物及び景観重要樹木に対する助成制度

募集の周知

ホームページ(3ページ目)

令和7年4月8日～



1. 指定に伴う支援

- 修繕等を行う際に費用の一部を助成します。
※修繕等の費用の2分の1を助成。
※景観重要建築物は限度額500万円。景観重要樹木は限度額50万円。
>>> 詳細はこちら <<<
- 景観重要建築物に指定された場合、相続税算定の際に応じた適正評価が受けられます。

など

2. 指定に伴う義務

- 所有者及び管理者には景観が損なわれないよう管理義務が生じます。
- 原則外観の変更ができなくなり、変更する場合は船橋市の許可を受ける必要があります。

など

5. その他留意点

- 応募の際に提出していただいた個人情報につきましては、本事業以外の目的には使用いたしません。
- 写真は、応募者ご本人が撮影したもので、合成・加工していないものに限りです。
- 応募資料は返却いたしません。
- 応募資料の著作権は船橋市に帰属となります。

ファイルダウンロード

[景観重要建築物及び景観重要樹木応募用紙（ワード形式18キロバイト）](#)

[景観重要建築物及び景観重要樹木応募用紙（PDF形式94キロバイト）](#)

※PDFファイルの閲覧には、[Adobe Reader](#)（無料）が必要です。

関連するその他の記事

[景観重要建築物の指定について](#)

このページについてのご意見・お問い合わせ

都市計画課 景観係
電話 047-436-2528 FAX 047-436-2544

〒273-8501千葉県船橋市湊町2-10-25
受付時間：午前9時から午後5時まで 休業日：土曜日・日曜日・祝休日・12月29日から1月3日

メールフォームでのご意見・お問い合わせ

広報ふなばし

令和7年4月15日

地域に愛されるシンボルを未来に残していくために

あなたが守りたい 建造物や樹木を募集します

都市計画課 ☎436-2528

市では、現在「アンデルセン公園の風車」（平成23年12月1日指定）「船橋大神宮の灯明台」（平成28年4月1日指定）を景観重要建築物に指定しています。地域のシンボルとなるような建造物や樹木は、個性ある景観づくりの核として、大切に守っていく必要があります。市民の皆さんと共に良好な景観を守り、市全体の財産として維持・保全・継承していくため、景観重要建築物や景観重要樹木を募集します。

〈応募条件〉道路その他の公共の場所から見ることができ、次のいずれかに該当する建造物・樹木

- 〇市の自然や歴史、文化等の特性が外観に表れた、特徴的な建造物
- 〇地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている建造物
- 〇地域の景観上、特に優れた特徴を有する建造物
- 〇地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている樹木
- 〇市の自然や歴史、文化等の特性が表れた、特徴的な樹木や優れた樹姿を有する樹木

〈応募方法〉写真を添付の上、応募用紙を都市計画課（〒273-8501）※住所 不要 ☎436-2544 へ
toshikei@city.funabashi.lg.jp へ

NEW! 後世に残すための支援制度を創設

4月から、景観重要建築物の修繕や景観重要樹木の剪定等の費用の一部助成します。

〈助成額〉建造物外観の修繕や樹木の樹形の整形等に関する費用の2分の1に相当する額※限度額〇建築物⇒500万円 〇樹木⇒50万円
〇申請方法など詳しくは、市ホームページ(右コード)をご覧ください。



アンデルセン公園の風車



アンデルセン公園の風車は、市の姉妹都市であるデンマーク・オーデンセ市の全市民力を得て平成8年に設置されましたが、老朽化に伴い平成30年に修繕を中止しました。しかし「動く姿をまた見たい」との声が寄せられていたこともあり、デンマークの職人職人を呼び、改修工事を行い、令和6年3月から再稼働しました。現在も公園のシンボルとなっています。

船橋大神宮の灯明台

夜間に船橋沿岸を航行する船は、恵比寿神社（船橋大神宮）境内にあった常夜灯を目印にしていましたが、昭和4（1968）年の国策戦争の際に、社殿とともに焼失してしまいました。そのため、再建を望む声が高まり、地元有志の寄付によって、境内にある小高い丘の上に建てられたのが灯明台です。明治13（1890）年に完成し明治28（1895）年に廃止されるまで、政府公認の私設灯台として活躍しました。



真瀬漁船



大正7（1918）年建築、開口4階半（8.2メートル）、奥門4階（7.3メートル）の本造3階建ての切妻造瓦葺で、軒を張り出した出船造となっています。津町通り沿いの真瀬漁港で昔ながらの漁業が営まれていたが、真瀬漁船は建築当時の姿を今に伝えています。

2. 評価シートについて

評価シートの概要

既存の評価シート

(評価項目の例)

- 「地域の景観特性（自然・歴史・文化）を特徴づけているもの」
・・・何をもって自然・歴史・文化を特徴づけているとするか指標がない
- 「住民や利用者に親しまれているもの」
・・・何をもって住民や利用者に親しまれているとするか指標がない

⇒ 具体的な指標がない状態で指定候補が増加した場合、判断が困難

改善



○各項目に具体的な評価指標を設定



位置付け

○応募時の形式的審査

- ・・・審議会に向けて、指定方針をどの程度充足しているか評価点の確認・整理

⇒ 「評価点が何個あったら指定する」という絶対的基準ではない
※評価点が1つしかなくても、審議は可能

評価シートの構成

①船橋市の指定方針

共通

- ・道路その他の公共の場所から望見できること

景観重要建造物

- ・船橋市の自然や歴史・文化等の特性が外観に表れた、特徴的な建造物
- ・地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている建造物
- ・地域の景観上、特に優れた特徴を誇る建造物

景観重要樹木

- ・地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている樹木
- ・船橋市の自然や歴史・文化等の特性が表れた、特徴的な樹容や優れた樹姿を誇る樹木

②評価項目

応募内容

視認性

自然・歴史・文化への寄与

地域への
貢献性

景観資源としての
特徴
(建造物のみ)

③評価指標

各項目ごとに指標を設定する

参考

- ・景観法(運用指針)、国土技術政策総合研究所解説 を参考にして②評価項目を設定
- ・船橋市景観計画、他自治体への調査 を参考にして③評価指標を設定

評価項目の設定

国土技術政策総合研究所の解説

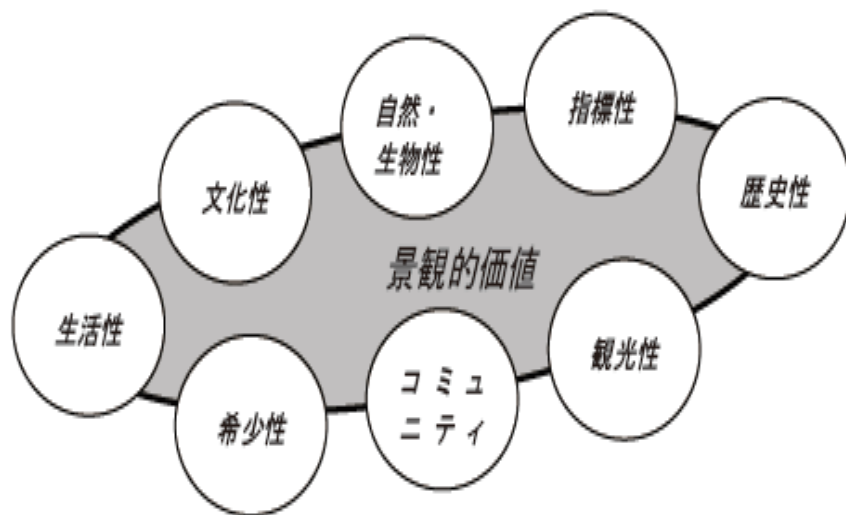


図 1-7 景観重要樹木に求められる景観的価値

指標性

自然・生物性、
歴史性、文化性、
希少性、観光性

コミュニティ、
生活性、希少性

コミュニティ、
生活性、希少性、
観光性

評価項目

応募内容

視認性

自然・歴史・文
化への寄与

地域への
貢献性

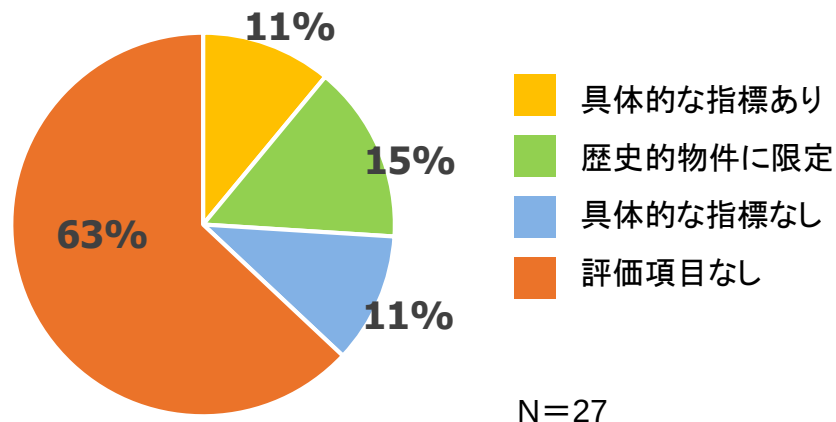
景観資源として
の特徴
(建造物のみ)

評価指標の設定

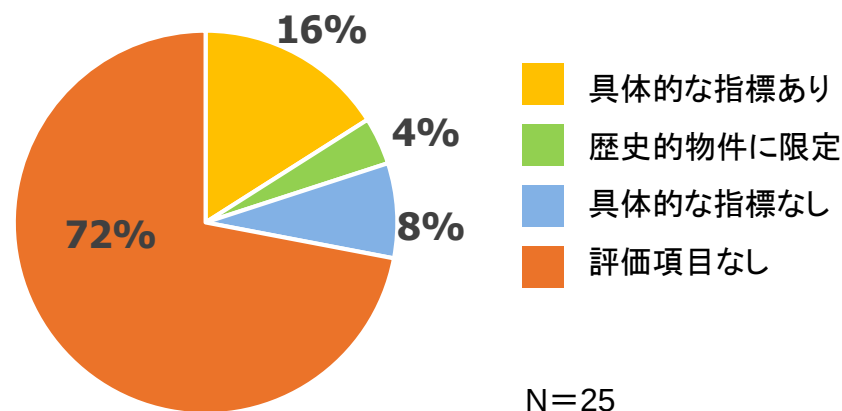
各自治体における評価項目・評価指標の策定状況

指定方針を定めている自治体は、建造物100%、樹木92%

【評価項目・評価指標の有無(建造物)】



【評価項目・評価指標の有無(樹木)】



【評価項目・指標を定めていない自治体の課題】

- 指定にあたり、当初想定していなかった審査要件をその都度決めていることが多く、手間となっている
- 多数の案件を処理する際、担当の裁量による判断の差異が大きいと公平性が担保されない
- 指定後の管理についても細かい基準を定めておらず、災害時の対応に苦慮した

【調査方法】

①助成制度を有する政令指定都市と中核市の16市、②令和5年調査時に指定件数が10件以上の自治体13市 の計29市に照会

評価指標の設定

他自治体における評価指標の事例①

群馬県高崎市（抜粋）

※赤字部分を参考としました

【地域の活性化に資するもの】

- ・芸術・文化などで取り上げられたものあるいは著名人が滞在・植樹したなどの謂れがあるもの

【歴史的価値があるもの】

- ・工場や倉庫、洋風建築など、主に本市の近代における社会経済活動の歴史に由来する伝統的建造物とそれらと一体となった景観を構成している煙突や堀、敷石など
- ・桑畑や梅林など、地域固有の生業や暮らしの風習などに由来する樹木のうち、特に重要と認められるもの
- ・屋敷林のケヤキなど、伝統的な集落景観や歴史的まちなみの要素となっているもの

【景観的価値があるもの】

- ・街角やアイストップに位置するなど、地区レベルの景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- ・地域のランドマークとなっているもの

評価指標の設定

他自治体における評価指標の事例②

愛知県岡崎市（抜粋）

※赤字部分を参考としました

【地域の拠点や象徴であるもの】

・芸術・文化等に取り上げられたものあるいは歴史上の著名人との関わり等のいわれがあり地域で親しまれているもの

【地域の歴史を伝えるもの】

- ・農家住宅や蔵、茅葺の屋根等本市の山村集落、田園集落におけるくらしに根ざした伝統的建造物とそれらと一体となった景観を構成している石垣や水路、塀等
- ・現代の社会において再現することが容易でないもの
- ・登録有形文化財に登録されているもの
- ・樹齢を重ねた巨樹や古木・昔からの言い伝えがあるなど地域の歴史文化やくらしと密接な関わりがあるもの

【景観上の役割が高いもの】

- ・まちかどやアイストップに位置するなど、地区レベルの景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- ・形態意匠に一定の様式美があり、地域の景観上のシンボルとして愛され親しまれているもの

評価指標の設定

評価項目

応募内容

視認性

自然・歴史・文化への寄与

地域への
貢献性

景観資源として
の特徴
(建造物のみ)

評価指標

①応募対象が建造物（樹木）であること

- ⇒ 建造物として認知できないもの（ゴミ箱等）は対象外
- ⇒ 樹木以外の植物（花、雑草、枯れ木等）は対象外

②応募者情報について、氏名・住所・連絡先が記載されていること (匿名不可)

- ⇒ 指定後は所有者に対し、管理義務・現状変更の制限などを課すものであり、その重要性から応募・指定の経緯を明確にする

③応募理由について、具体的な理由に基づき400字程度記載されていること

- ⇒ 同上。※応募理由に補足が必要な場合、ヒアリングを行う。

評価指標の設定

評価項目

応募内容

視認性

自然・歴史・文化への寄与

地域への
貢献性

景観資源として
の特徴
(建造物のみ)

評価指標

① 道路その他の公共の場所から望見できること

- ⇒ 所有者その他限定された者しか見れない場所（私有地、有料施設等）でないこと
- ⇒ 建造物又は樹木の全てが遮蔽物で隠れていないこと

※ 有料施設であっても公共の場所から望見できれば指定可能

※ 神社の境内など開放された場所は公共の場所に含まれる

（景観重要建造物の指定の基準）

景観法施行規則第6条第2項

次のいずれかに該当するものであること

- イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。（後略）

評価指標の設定

評価項目

応募内容

視認性

自然・歴史・文化への寄与

地域への
貢献性

景観資源として
の特徴
(建造物のみ)

評価指標

- ① **市内の指定・登録文化財に該当するもの**
⇒ 文化課の「指定文化財一覧」「登録文化財一覧」に記載されている
又は指定・登録予定であること
- ② **「保存樹木等」「指定樹木等」に該当するもの（樹木のみ）**
⇒ 「船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例」に基づく「保存樹木等」「指定樹木等」を指す
- ③ **自然・田園に関する景観特性を有するもの**
⇒ 景観計画で定める「みどりの景観」、「水辺景観」、「田園の景観」の
特性を有するもの
- ④ **歴史的・文化的・芸術的な建築様式やデザインを有するもの（建造物）
歴史的・文化的な特性が表れたもの（樹木）**
⇒ （建造物）伝統的な建築様式など （樹木）御神木・記念樹など
⇒ 著名人による建造・植樹など
- ⑤ **歴史・文化・芸術等についてメディア等でとりあげられたもの（建造物）
歴史・文化等についてメディア等でとりあげられたもの（樹木）**
⇒ 市の広報物（「船橋市景観80選」等）やテレビ・新聞・SNS等で
大々的にとりあげられた実績があること

評価指標の設定

評価項目

応募内容

視認性

自然・歴史・文化への寄与

地域への
貢献性

景観資源として
の特徴
(建造物のみ)

評価指標

- ① **地域の顔・シンボルとして特に優れた特徴を有するもの（建造物）
地域の顔・シンボルとして特徴的な樹容や優れた樹姿を有するもの（樹木）**

⇒ その地域の暮らしの記憶を伝える景観資源であること
⇒ 地域固有の社会経済活動や生業、風習などに寄与していること

※ 個人の主観ではなく、コミュニティ単位で認知される特徴であることが望ましい。また、歴史的でなくとも、地域のシンボルとなるものは対象となる

- ② **住民や利用者に広く親しまれているもの**

⇒ 町会や学校など大きなコミュニティに親しまれていること
⇒ 街角やアイストップに位置する、など地区レベルの景観形成において重要な位置にあるもの
⇒ イベントに利用されている、地域住民固有の呼称がある、など特筆事項があること

評価指標の設定

評価項目

応募内容

視認性

自然・歴史・文化への寄与

地域への
貢献性

景観資源として
の特徴
(建造物のみ)

評価指標

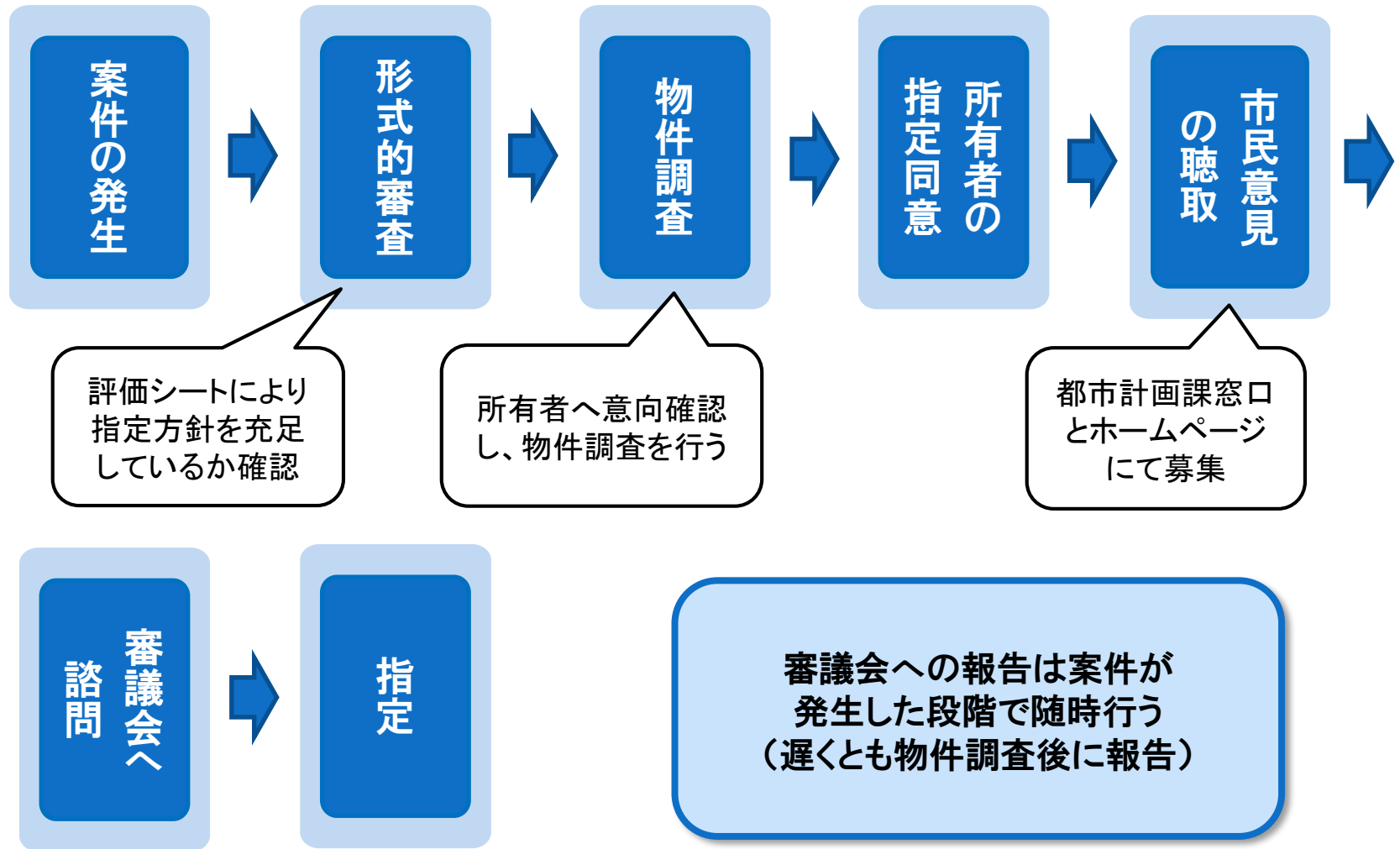
① 周辺景観と調和しているもの

⇒ 景観計画で定める配慮事項を十分に満たしている

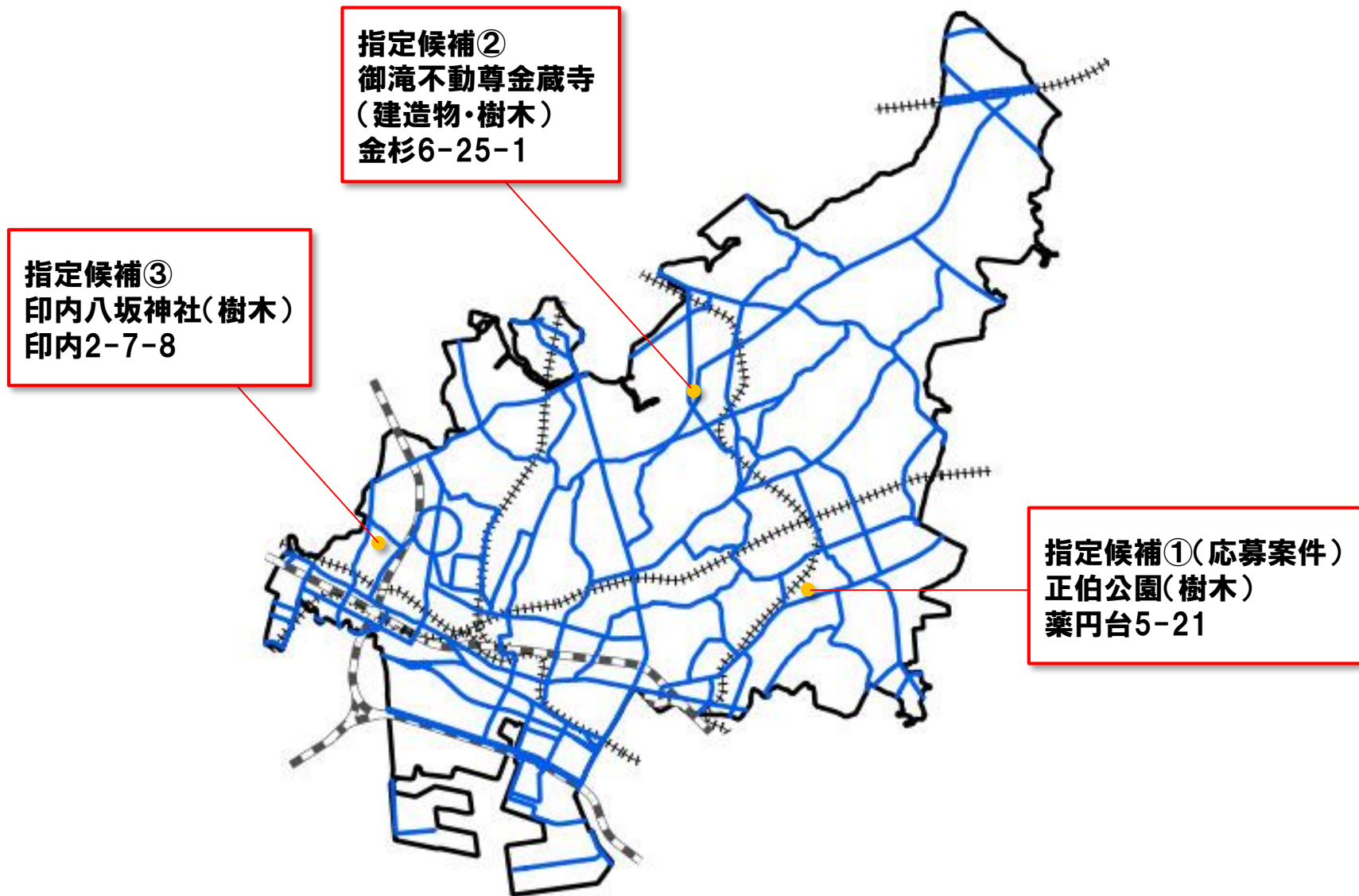
※ 景観重要建造物等の指定は地域の良好な景観形成に活かすことを目的としているため、特徴的な建造物であっても逆に配慮事項を著しく満たしていないものは要検証

3. 応募案件及び「船橋景観80選」等からの新規指定

指定までの流れ



位置



指定候補①(応募案件)

名 称：正伯公園内の樹木

所在地：船橋市薬円台 5 - 2 1

種 類：樹木（クスノキ）

応募者：近隣居住者

所有者：船橋市（公園緑地課）



指定候補①(応募案件)



指定候補①(応募案件)

応募内容

応募理由	所有者（公園緑地課）へのヒアリング
・素晴らしい樹木である ・帰宅して樹木を見るとほっとする ・子供から老人までを見守り続けている ⇒ <u>応募理由が抽象的だったため、以下のとおりヒアリングにて補足</u> ・居住して3年程度のため、樹齢等は不明 ・利用者にとって貴重な木陰として癒されている ・保育園児の遊び場やヨガ教室の会場などになっている	
	その他関係者へのヒアリング
	(薬円台公民館) ・当該公園に関する資料なし (薬円台第一町会長) ・自治会や近隣の高齢者へ聞き取りしたが、特筆するエピソードなし ・40年以上前から存在する樹木であり、木陰として利用され、親しまれている。

指定候補①(応募案件)

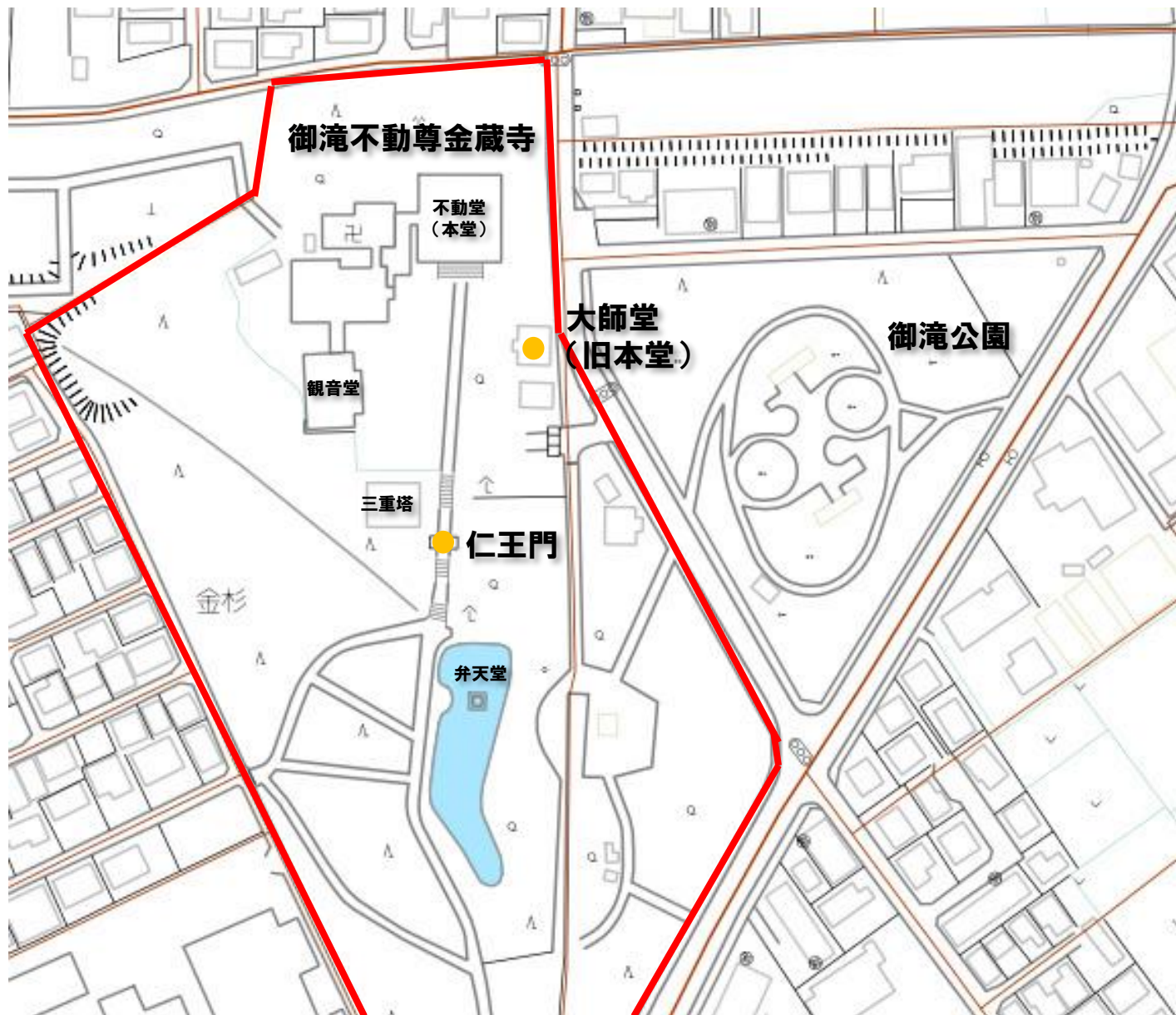
評価シートによる指標の判定（正伯公園）

指標	評価	評価理由
視認性	○	公共の公園である
指定・登録文化財に該当するもの	×	該当なし
「保存樹木」「指定樹木」に該当するもの	△	「指定樹木」に相当する規模を持つと思われるが、市所有のため該当せず
自然・田園に関する景観特性を有するもの	○	公園緑地として自然の景観特性あり
歴史的・文化的な特性が表れたもの	×	該当なし
歴史・文化等についてメディア等でとりあげられたもの	×	該当なし
地域の顔・シンボルとして特徴的な樹容や優れた樹姿を有するもの	×	応募者、自治会長等にヒアリングするも特筆事項なし
住民や利用者に広く親しまれているもの	○	40年以上前から存在 公園緑地であり貴重な木陰として利用されている
備考	—	

指定候補②

名称：御滝不動尊金蔵寺 おたきふどうそんこんぞうじ	・金蔵寺は「船橋市景観80選」に選出 ・境内には大師堂(旧本堂)、仁王門など候補多数
所在地：船橋市金杉6-25-1	
種類：建造物（大師堂など）	
	

指定候補②



指定候補②

評価シートによる指標の判定（金蔵寺大師堂）

指標	評価	理由
視認性	○	公共に開放された神社
指定・登録文化財に該当する	×	該当なし
自然・田園に関する景観特性を有するもの	△	建造物単体の特筆事項なし(調査中)。寺全体としては四季折々の自然の景観特性を有する
歴史的・伝統的な建築様式やデザインを有するもの	○	約200年前に建立
芸術性・文化等についてメディア等でとりあげられたもの	○	寺全体として「船橋景観80選」に選出。各種観光サイトやブログ等でもとりあげられている
地域の顔・シンボルとして特に優れた特徴を有するもの	×	(調査中)
住民や利用者に広く親しまれているもの	○	年間を通じて大規模な祭事があり、利用者に広く親しまれている
周辺景観と調和しているもの	○	滝不動風致地区。自然環境・歴史景観等に配慮されている。
備考	—	

指定候補③

名 称：印内八坂神社内の樹木

所在地：船橋市印内2-7-8

種 類：樹木（イチョウ）

- ・昭和54年に「指定樹木」指定
- ・社殿、狛犬等と景観が一体



指定候補③



指定候補③

評価シートによる指標の判定（印内八坂神社イチョウ）

指標	評価	理由
視認性	○	公共に開放された神社
指定・登録文化財に該当するもの	×	該当なし
「保存樹木」「指定樹木」に該当するもの	○	昭和54年に「指定樹木」指定
自然・田園に関する景観特性を有するもの	○	境内には当該樹木を含め、「指定樹木」が6本あり、自然に関する景観特性あり
歴史的・文化的な特性が表れたもの	○	社殿・狛犬等と景観を一体としており、景観計画の「歴史・文化の景観」を有する
歴史・文化等についてメディア等でとりあげられたもの	△	神社の歴史について各種観光サイトやブログ等でとりあげられており、樹木についても併せて紹介される記事あり
地域の顔・シンボルとして特徴的な樹容や優れた樹姿を有するもの	×	特筆事項なし（調査中）
住民や利用者に広く親しまれているもの	△	樹木単体の特筆事項なし（調査中）。神社としては毎年祭が開催されており、近隣住民に広く親しまれている
備考	—	

指定までの流れ

